

明治初期の備荒貯蓄と郡域結社 ——伊香西浅井郡相救社の設立——

大月 英雄（滋賀県県政史料室）

1 報告の目的

本報告で取り上げた伊香・西浅井郡相救社（後に伊香相救社と改名）とは、明治14年の設立以来、100年以上にわたり両郡全域の罹災・救貧事業に携わってきた地域共済団体である。同社の足跡が記された「伊香相救社文書」（608点）は、政府や府県による社会事業が本格化する以前の地域住民の「生活保障」の有様を知る上で、極めて重要な史料群といえる。しかしこれまで同文書を用いた考察は、『近江伊香郡志』や拙稿のわずかな紹介にとどまり、本格的な研究は手付かずのままであった。本報告はその穴をうめるための第一歩である。

同社をめぐっては、そもそも設立経緯が十分に知られてこなかった。県に提出された設立願書には、「今や近年豊作相続キ生計稍饒ナリ、是実ニ備ヘヲ為スノ好機ナリ」と、単に豊作が続いたからとしか述べられておらず、『近江伊香郡志』の説明も基本的にそれを踏襲している。その一方、同社の沿革誌には、「今ヲ去ル事二十余年前政府当局者備荒貯蓄ヲ奨励セシ事アリ、当時伊香西浅井郡長故小山政徳深ク此旨ヲ体シ……」と、当時の政府による備荒貯蓄奨励策を受けたものだという説明がなされている。しかしその具体的内容は記されていない。

そこで本報告では、明治初期における備荒貯蓄制度の具体的な考察を通じて、相救社設立の背景を探ろうと試みた。

2 報告の概要

考察の結果、明治初期の伊香・西浅井両郡には、相救社設立以前にいくつかの備荒貯蓄の実践がなされていたことが明らかとなった。維新直後は、社倉と呼ばれる富裕層の資力に依拠した積み立てが存在していたが、両郡は山間部が多くて田畑に乏しく、村単位の継続的な積み立ては困難であった。明治10年には、私蓄備荒金という凶作時の公租を補うために家単位で積み立てる「私蓄」が県より推奨されている。これは毎年順調に積み立てられていたが、恩恵を得るのは地主層に限られ、貧困層は排除されてしまうという問題があった。翌

11 年には、郡単位の広域社会構想が、権令籠手田安定により提唱されているが、政府の反対により制度化は見送られてしまう。

明治 12 年に初代伊香西浅井郡長に就任した小山政徳は、籠手田と親交が深く、県の備荒貯蓄関連の役職を務めた人物だった。飢饉の周期を記した凶荒暦に詳しい小山は、郡役所用掛の富田忠利・東野弥九郎らと相談し、全住民が加入できる郡単位の広域備荒貯蓄制度の構想を練った。富田らは各村を勧誘して 1 万 6500 円余を集め、翌 13 年末には相救社の設立願書が県に提出された。同社に加入するには、25 銭以上払えばよく、貧困層にも門戸は広げられた。その社員は全戸数の 9 割にものぼり、両郡の地域ぐるみの運営によって、100 年以上の長きにわたる継続が可能になった。このように相救社が設立に至るまでには、様々な備荒貯蓄の模索の過程があったのである